

事業主行動計画策定指針の概要

第1部 はじめに

- 事業主が女性活躍推進の取組を総合的・効果的に実施できるよう、法第7条第1項に基づき策定。
- 基本方針で掲げた五つの観点（①男女を通じた働き方改革への取組、②各段階の課題に応じた取組、③仕事と家庭の両立の推進、④ハラスメントへの対策、⑤公的部門の率先垂範）に即して策定。

第2部 一般事業主行動計画（民間部門）（略）

第3部 特定事業主行動計画（公務部門）

第一 女性の活躍の意義及び現状

- 女性の活躍は、臨時・非常勤職員を含む全ての女性職員が、その個性と能力を十分に発揮できることを目指して推進する必要。
- 一般事業主に対する率先垂範の観点からも、取組を着実に進めることには大きな意義。

第二 女性の活躍に向けた課題及び具体的な取組

- 各事業主の実情を踏まえ、公務員法制（平等取扱の原則、成績主義の原則等）や各機関の特性にも留意しつつ、採用から登用に至るそれぞれの段階において取組を進めていく上での視点等を提示。

【①採用】

- 入り口である採用拡大のための広報や女性の中途採用に取り組む。
- 育児等を理由に公務員を中途退職した女性の公務での再度の活躍を進める。

【②職域拡大・計画的育成とキャリア形成支援】

- 職域拡大等による多様な職務機会の付与、先輩女性職員のキャリアパス事例・経験談の紹介等による意欲向上、計画的な育成、キャリア形成支援を図る。

【③継続勤務】

- 育児・介護等で時間制約のある職員が十分な能力を発揮できるよう、多様で柔軟な働き方の選択肢の拡充等の取組を進める。

【④登用】

- 女性登用拡大に加え女性の人材プールの確実な形成が重要。公務部門として率先した取組が望まれる。

【⑤長時間勤務の是正等男女双方の働き方改革】

- これまでの価値観・意識を大きく改革し、仕事の抜本的な改革、働く時間と場所の柔軟化が重要。
- 時間制約のある職員の存在を前提とした業務運営・時間当たりの生産性重視、効率的な業務運営等の取組に係る人事評価への適切な反映等を進める。

【⑥家事、子育てや介護をしながら活躍できる職場環境の整備】

- 管理職に対する意識啓発、男性職員の育児休業等の取得促進、両立支援制度の利用中・利用後等の各段階を通じたきめ細かい対応等により、育児や介護等を担う職員が活躍できる職場環境を整備。

第3部 特定事業主行動計画（公務部門）（続き）

第三 特定事業主行動計画の策定等に向けた手順

- 行動計画の策定等を進めるに当たり、各事業主が踏まえるべき手順や具体的な考え方を提示。

【①体制整備】

- 組織のトップ自らが組織経営戦略の観点から問題意識を持ち、組織全体で対応する考えを明確にし、主導的に取り組むことが重要。
- 組織のトップの関与の下に担当部局を明確に定めるなど、継続的な推進体制の整備が効果的。
- 臨時・非常勤職員を含め、全ての職員を対象としていることを明確にすることが重要。 派遣労働者の状況把握も有益。
- 職員に対するアンケート調査、意見交換等を実施するなど、職場の実情の的確な把握が重要。

【②状況把握・課題分析】

- まず以下の7項目（一般事業主は4項目）の状況把握、課題分析を行う。
- 課題と判断された事項につき、その他の把握項目も活用し、さらに原因を分析。

【まず把握を行う項目（全事業主）】

- ① 採用した職員に占める女性職員の割合
- ② 継続勤務年数の男女の差異
- ③ 各月ごとの職員の平均超過勤務
- ④ 管理的地位に占める女性職員の割合

【まず把握を行う項目（特定事業主のみ）】

- ⑤ 各役職段階に占める女性職員の割合
- ⑥ 男女別の育児休業取得率及び平均取得期間
- ⑦ 男性の配偶者出産休暇、育児参加のための休暇取得率・平均取得日数

【④行動計画の周知・公表】

- 電子メール等による全職員への周知や、広報誌やホームページ掲載等による公表を行う必要。

【⑤行動計画の推進】

- P D C A サイクルの確立が重要。
- 数値目標を設定した項目は、公表の際に進捗状況も明らかにすることが望ましい。

【③行動計画の策定】

- 最も大きな課題と考えられるものを優先的に行動計画の対象とし数値目標の設定等を行う。
- できる限り複数の課題への対処が効果的。
- 計画期間は事業主の実情に応じ概ね2～5年。定期的な計画の進捗の検証・改定が望ましい。
- 各府省等は、①女性の採用・登用、②男性職員の育休取得率、③配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇については、必ず数値目標を設定。
- 地方公共団体は地域の一般事業主をリードする行動計画の策定が求められる。
- 次世代法に基づく行動計画や、女性職員活躍・W L B 取組計画と一体的に策定することも可。

【⑥情報公表】

- 情報公表する項目は、行動計画策定の際に状況把握・課題分析した項目からの選択を基本とし、公務部門として積極的な公表を行う。
- 年1回以上、広報誌やホームページへの掲載等により公表。その際、行動計画と一体的に閲覧可能とすることが望ましい。